

第2次のち支える安城計画（安城市自殺対策計画）（案）へのパブリック
コメントによる意見募集概要

1 対象事項について

第2次のち支える安城計画（安城市自殺対策計画）（案）

2 募集期間について

令和5年12月5日（火）～令和6年1月4日（木）

※公共施設で閲覧する場合は、開館時間内

3 閲覧場所について

保健センター、地区公民館、図書情報館（アンフォーレ本館内）、へきしんギャラクシー
プラザ（文化センター）、市民交流センター、青少年の家、東祥アリーナ安城（市体育
館）、社会福祉会館、あんぱ〜く、教育センター

*市公式ウェブサイトにも掲載し供覧するものとする。

4 意見することができる者

市内に在住・在勤・在学する者、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体、
及び市内で活動する者とする。

5 意見の提出方法

計画名、住所、氏名（団体等の場合は、所在地、名称、代表者の氏名）の必要事項
を明記のうえ、次のいずれかの方法で、意見を提出することができる。

意見の提出は、別紙「意見提出用紙」によるものとするが、任意の様式でも必要事
項が明記されていれば受け付けることができる。

| 提出方法 | 提出先 |
|-----------------------|--|
| あいち電子申請 ・届出システムの場合 | 右記QRコードから |
| 持参の場合 | 保健センター |
| 郵送の場合 | 〒446-0045 安城市横山町下毛賀知106-1 保健センター あて（令和6年1月4日（木）必着） |
| ファックスの場合 | 0566-77-1103 |
| Eメールの場合 | kenko@city.anjo.lg.jp |



6 意見の取扱い

(1) 意見に対する市の考えを整理し公表するものとし、個別に直接回答はしないもの
とする。

(2) 計画への反映、あるいは公表の際に市民が理解しやすくするために編集する場
合があり、その旨を意見募集する際に告知するものとする。

7 意見及び市の考え方等の公表及び閲覧について

(1) 公表時期

ア 市ウェブサイト 令和6年2月頃

イ 広報掲載 令和6年3月号広報

(2) 閲覧期間 令和6年2月20日（火）から3月19日（火）まで

(3) 閲覧場所 意見募集時と同様